

日本版 ISA 制度 (NISA)

日本版 ISA 制度とは、**非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度**をいいます。

ISA: Individual Savings Accounts

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から導入されました。

☆概要

- ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等は、預け入れられた年から5年間非課税とされます。
- ・非課税口座は、平成26年1月1日から平成35年12月31日まで10年間開設することができます。
- ・非課税口座と特定口座は、違うものです。

☆非課税口座のイメージ

H26年に開設される非課税管理勘定(非課税口座内に設けられる)は、H30年までの5年間有効です。同様に、H27年に開設される非課税管理勘定は、H31年までの5年間有効です。このように帯状に、最大5本の非課税管理勘定を開設することができます。最初に作った非課税管理勘定はH30年に非課税期間が終了しますが、その時点で残っている上場株式等は、H31年1月1日に新たに設定される非課税管理勘定に移管することができます。

| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | | | | | | | |
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | | | | | | |
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | | | | | |
| | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | | | | |
| | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | | | |
| | | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | | |
| | | | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | | |
| | | | | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | | |
| | | | | | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | |
| | | | | | | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |

ひとつのマスが非課税管理勘定を意味します。

☆非課税の対象

- ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等で、非課税期間内に支払いを受けるべきものです。ただし、非課税口座の金融商品取引業者等が配当等の支払事務をするものに限ります。
- ・非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡を実施した場合です。
- ・非課税期間とは、非課税口座内に設けられた非課税管理勘定ごとに、その非課税管理勘定の開設の日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの期間をいいます。
- ・非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、無いものとみなします。

☆非課税口座

- ・非課税口座には、**非課税管理勘定ごとに100万円を限度**に、口座を設けた金融商品取引業者を通じて購入した上場株式等を入れることができますが、未使用枠を翌年移行に繰り越すことはできません。
- ・非課税口座に入っている上場株式等は、途中で譲渡することができますが、売却によって生じた枠を開設した年以後に再利用することはできません。
- ・非課税期間が終了する日(12月31日)に有している上場株式等については、その翌年1月1日に新たに設定される非課税管理勘定に移管することができます。